

事務連絡
令和5年10月11日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

北海道での高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の確認に伴う
野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

今般、北海道美唄市において死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が確認されました。

このため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き上げます。

なお、本年度から、渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、9月～10月を早期警戒期間として、対応レベル3相当の死亡野鳥等調査の実施をお願いしているところですが、サーベイランスの実施に当たっては、引き続き、令和5年8月31日付で発出した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」（環自野発第2308311号環境省自然環境局野生生物課長通知）及びマニュアルに従い、監視体制の強化等について万全を期すようお願いいたします。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

担当者名：木富、兼松

TEL：03-5521-8285

Mail：MASAHIRO_KITOMI@env.go.jp

KENTO_KANEMATSU@env.go.jp